

# 京都市中央卸売市場第二市場内飲料自動販売機設置事業者募集要項

京都市では、京都市中央卸売市場第二市場内に飲料自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

## 1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的として、京都市中央卸売市場第二市場内に飲料自動販売機を設置します。

## 2 設置場所

設置番号	場所及び寸法上限	台数	最低使用料（税込）
①	市場本棟2階（下足室） W1500mm×D950 mm×H2500 mm	1台	150,000円
②	別館1階（出入口付近） W1500mm×D950 mm×H2500 mm	1台	50,000円

## 3 設置事業者

設置番号①～②の全てに応募することも、一部のみに応募することも可能です。

## 4 取扱商品及び販売価格

### (1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

### (2) 販売価格

標準販売価格（定価）以下としてください。

## 5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

(1) 設置番号①は屋内型（缶、びん、ペットボトル式）、設置番号②は屋外型（缶、びん、ペットボトル式）とし、デザインは設置事業者を決定した後、機器の設置前に中央卸売市場第二市場に提示したうえで、承諾を得てください。（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただく場合があります。）。

(2) 災害救援ベンダーとしてください。

(3) ユニバーサルデザインのものとしてください（設置番号②を除く）。

(4) 環境に配慮したものとしてください。

(5) 電気子メーターを設置してください。

## 6 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時や停電など不測の事態における対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化まで自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

## 7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

## 8 使用許可の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、本市が、支障がないと判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年を限度に引き続き使用許可を更新します（最長で令和11年3月31日まで。）。

## 9 申込方法及び受付期間

### (1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和8年3月3日（火）から令和8年3月16日（月）まで（必着）

### (2) 必要書類

ア 応募申込書

イ 販売予定品目

ウ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

## 10 質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月9日（月）午後5時まで  
質問は電子メールでのみ受け付けます。

### (2) 質問提出先

産業観光局中央卸売市場第二市場

担当 北、濱口 E-mail : dai2sijo@city.kyoto.lg.jp

### (3) 質問に対する回答

令和8年3月12日（木）（予定）までに、京都市情報館内の中央卸売市場第二市場ホームページにて掲載します。

## 11 設置事業者の決定

### (1) 決定方法

本市が指定した最低使用料以上で、かつ、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

### (2) 決定予定日

令和8年3月19日（木）

### (3) 決定後の公表

中央卸売市場第二市場ホームページにおいて、決定金額を掲載します。

### 【問合せ先】

京都市産業観光局 中央卸売市場第二市場（担当：北、濱口）

〒601-8361

京都市南区吉祥院石原東之口町2番地

電話（075）681-5791（直通）

メールアドレス dai2sijo@city.kyoto.lg.jp